

会社法の会社分割とは

制度調査部
堀内 勇世

【要約】

会社法では、「会社分割」制度が規定され、大きく、吸収分割と新設分割に分けられる。

会社法ではいわゆる分社型を規定するだけであるが、配当を組み合わせることにより分割型も可能とされている。

また、対価の柔軟化も図られている。

1 . 会社分割

会社法では、「会社分割」という制度が規定されている。

一般に、会社分割とは、株式会社又は合同会社が、その事業に関して有する権利義務の全部または一部を分割して、他の会社に承継させることをいう^{(注1)(注2)}。

(注1) 会社法では、会社分割の定義が規定されていない。後述のとおり、「吸収分割」と「新設分割」が、会社法2条29号・30号で規定されている。

(注2) 江頭憲治郎(東京大学大学院法学政治学研究科教授)「株式会社法」(有斐閣、2006)の789～790ページでは、「株式会社又は合同会社が、その事業に関して有する権利義務の全部または一部を、分割後他の会社(承継会社)又は分割により設立する会社(設立会社)に承継させることを目的とする会社の行為」と記載されている。

2 . 吸収分割・新設分割

会社分割の制度は、吸収分割と新設分割に分けられ、会社法で次のように規定されている。

会社法2条29号

吸収分割 株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の会社に承継させることをいう。

会社法 2 条 30 号 新設分割	一又は二以上の株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する会社に承継させることをいう。
----------------------	--

簡単に言ってしまうと、「会社分割」は、会社分割をする会社の事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継するのが、既存の会社であるのか、それとも 会社分割の手続きの中で新設される会社であるのかにより、「吸収分割」と「新設分割」とに分けられているといえる。したがって、次のようにいうことができよう。

吸収分割	会社分割をする会社の事業に関して有する権利義務の全部または一部を、既存の他の会社に承継させる形態の会社分割である。
新設分割	会社分割により会社を新しく設立し、これに、会社分割をする会社の事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継させる形態の会社分割である。

なお、ここでは、次の「分割会社」、「承継会社」、「設立会社」という用語を使うことにする。これらの定義は以下のとおりである（注3）。

分割会社	分割しようとする会社をいう。
承継会社	吸収分割において、分割会社の事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する既存の会社をいう。
設立会社	新設分割において、分割会社の事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する新しく設立される会社をいう。

（注3）会社法では、「分割会社」、「承継会社」、「設立会社」という語句を用いていない。

分割会社に関しては、場面に応じて、「吸収分割会社（会社法 758 条 1 号）」、「吸収分割株式会社（会社法 758 条 2 号）」、「新設分割会社（会社法 763 条 5 号）」、「新設分割株式会社（会社法 763 条 5 号）」などという用語を使っている。

承継会社に関しては、場面に応じて、「吸収分割承継会社（会社法 757 条）」、「吸収分割承継株式会社（会社法 758 条 1 号）」などという用語を使っている。

新設会社に関しては、場面に応じて、「新設分割設立会社（会社法 763 条 柱書き）」、「新設分割設立株式会社（会社法 763 条 1 号）」などという用語を使っている。

3 . 対価の柔軟化

旧法下では、分割会社が、会社分割の際に、承継会社や設立会社からその会社の株式を対価として受けるのが原則であった。

会社法においても、分割会社が、会社分割の際に、承継会社や設立会社からその会社の株式を対価として受けることは可能である。

しかしながら、吸収分割においては、承継会社の株式以外のもの（例えば、金銭、他社株式など）を、分割会社への対価とすることも可能とされている（会社法 758 条 4 号）^{（注4）（注5）}。

（注4）「一問一答 新・会社法」の 219 ページ参照。

（注5）相澤哲（法務省大臣官房参事官）他編著「論点解説 新・会社法」（商事法務、2006）の 676 ページ参照。対価をまったく交付しないこともありうるかとされている。

なお、新設分割では、対価の一部は設立会社の株式としなければならない。もっとも、設立会社の株式に加えて、設立会社の社債・新株予約権を分割会社への対価とすることもであるとされている（会社法 763 条 8 号、746 条 7 号二）^{（注6）}。

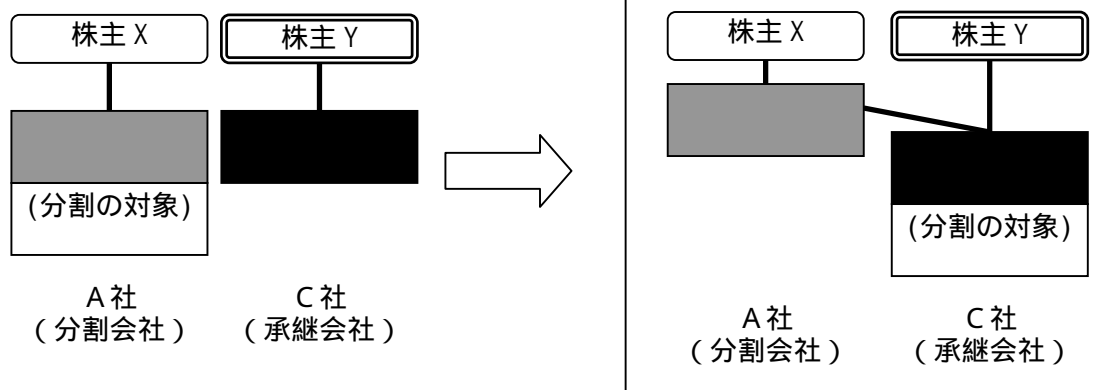
（注6）相澤哲（法務省大臣官房参事官）他編著「論点解説 新・会社法」（商事法務、2006）の 714 ページ参照。

図 会社分割の例

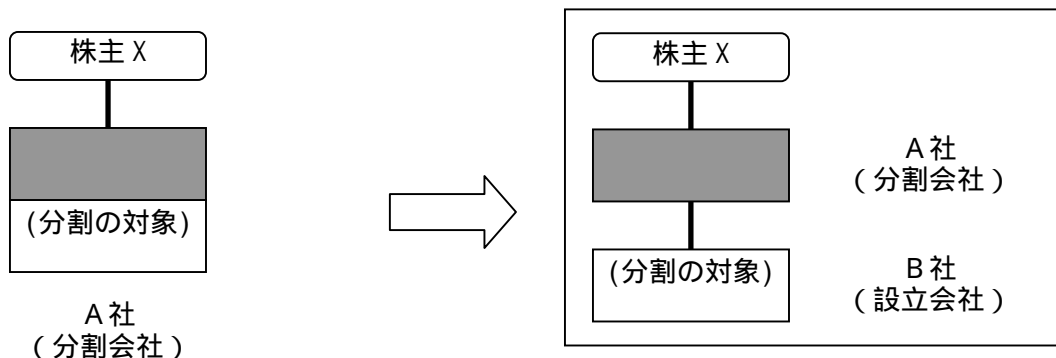
【前提】

- ・分割会社・承継会社・設立会社が株式会社である。
- ・対価が承継会社・設立会社の株式だけである。

吸収分割（例）



新設分割（例）



4 . 分社型・分割型

会社法の会社分割では、承継会社・設立会社が対価を支払う場合、分割会社に対価を交付するものとされている。

対価を承継会社・設立会社の株式である(図に示した会社分割の例)としたならば、かつて(旧法の時代に)、「分社型」とか、「物的分割」とか呼ばれていた会社分割である。

それでは、かつて(旧法の時代に)、「分割型」とか、「人的分割」とか呼ばれていた会社分割は可能であろうか。承継会社・設立会社の株式を分割会社の株主に交付するという形態のものである。

この点、会社法では、会社分割と同時に、分割会社が剰余金の配当等を行い、会社分割の対価である株式を分割会社の株主に交付することが可能と考えられている^(注7)。

(注7) 相澤哲(法務省大臣官房参事官)他編著「論点解説 新・会社法」(商事法務、2006)の670ページ参照。また、江頭憲治郎(東京大学大学院法学政治学研究科教授)「株式会社法」(有斐閣、2006)の790ページ参照。